



# 続・どうなる窓口対応 2025年の資格確認

窓口での資格確認方法について問合せが多いため整理し解説する。渦中にある患者にも今後の見通しや受診に必要なものが示せるよう下表を窓口業務に活用いただきたい。マイナ保険証(保険証利用登録をしたマイナンバーカード)の資格確認方法については、2024年10月15日付で掲載しているため参考にされたい(QR参照)。



## 健康保険証の有効期限について

従来の健康保険証(紙やカード)は、その有効期限まで使用することができる。主だった保険者の有効期限は、国民健康保険(国保)の場合、2025年10月31日(大阪市の場合)、被用者保険(協会けんぽなど)の場合、2025年12月1日となっており、その日まで従来の健康保険証で資格確認できる。

### 【有効期限の注意が必要な人】

- ・券面の有効期限が2025年12月2日以降の場合 → 2025年12月1日まで
- ・70歳の誕生日を迎える人 → 誕生月の月末まで  
※ただし、誕生日が1日の場合は、誕生月の前月末まで  
例) 6月8日が70歳の誕生日 → 6月30日まで有効  
6月1日が70歳の誕生日 → 5月31日まで有効(保険者によっては取扱いが異なる場合がある)
- ・75歳の誕生日を迎える人 → 誕生日の前日まで
- ・外国籍の方で在留期限が切れる場合 → 在留期限まで

## 資格確認

健康保険証 → 『資格確認書』へ

## 資格確認書発行対象者

### 【自動交付(申請不要)】の方

- ・マイナンバーカードを取得していない
- ・マイナンバーカードを取得しているが、健康保険証利用登録を行っていない
- ・マイナ保険証の利用登録解除を申請した
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ

### 【申請による交付】の方

- ・マイナンバーカードでの受診等が困難であって配慮が必要(ご高齢・障害をお持ちの方)
- ・マイナンバーカードを紛失・更新中

従来の健康保険証の有効期限を迎えた後は、「資格確認書」で資格確認する。マイナ保険証を持っていない場合は自動的に資格確認書が交付される。マイナ保険証を有している場合であっても、マイナ保険証での受診等が困難な要配慮者(高齢者、障害者等)は、申請することにより資格確認書が交付される。要配慮者として資格確認書発行を申請した人については、資格確認書更新時の申請は不要。

## 後期高齢者全員に資格確認書交付

本来、マイナ保険証を登録していない加入者を対象として送られる「資格確認書」が、マイナ保険証保有の有無に関わらず、後期高齢者全員へ7月中に交付される(2026年7月末日まで有効)。1年間の暫定的な運用であるため2026年以降の取扱いは未定。

## 資格確認書の限度区分について

- ・75歳以上の場合(後期高齢)  
資格確認書発行時に、有効な限度額適用認定証を有する人には、高額療養費制度における限度額区分を記載した資格確認書が自動で交付される。新たに申請した場合には区分を記載した資格確認書が再発行される。国保から後期高齢への引継ぎはされないため再度申請する必要がある。
- ・75歳未満の場合  
各保険者により資格確認書の様式が異なるため、申請により記載される場合と、限度額適用認定証を別途交付する場合とがある。限度額の区分記載の有無だけでは判断できないので、注意が必要となる。国保(大阪府下統一)と協会けんぽは限度額を記載しないため、従来どおり限度額認定証を確認する。

## マイナ保険証「解除申請」について

基本的にはマイナ保険証を保有している場合、資格確認書の交付対象から除外されることとなる。マイナ保険証の解除申請をすると、資格確認書が自動交付となる。解除申請は、各保険者が窓口となる。2025年はマイナンバーカードの電子証明書の有効期限(カード表面に記載)が切れる人が約2,800万人にもなる。電子証明書の期限が切れた場合、保険証として利用できなくなるため注意が必要。ただし、期限切れの月末から3カ月間は保険証として利用できる。電子証明書の更新は、お住まい(住民票のある場所)の自治体での手続きとなる。

## 健康保険証の有効期限と資格確認書への移行について

